組合だより

288号
2025年
5月27日

発行所　岡山大学職員組合
〒700-8530　岡山市北区津島中 2-1-1
電　　話　086-252-1111（代）
7168（内線）
直通 TEL&FAX　086-252-4148

ホームページ https://odunion.jp　　メールアドレス info@odunion.jp

目次：

1～3：「人事院勧告対応に関する要求及び号俸の大括り化についての質問書」への大学からの回答
4：人事院勧告準拠見送り方針に対する抗議文を提出　　5：全大教合同地区別単組代表者会議報告
6：事務補佐員労働環境アンケートのご案内　　6：子供用品譲渡市場のお知らせ
7：合唱団コンサート報告　　8：サイクリングで里山探訪

「人事院勧告対応に関する要求及び号俸の大括り化についての質問書」への大学からの回答

2 月 14 日に提出した**「人事院勧告対応に関する要求及び号俸の大括り化についての質問書」**に対し、3 月 10 日に大学から回答がありました。今回の回答を受け、今後の対応についてわかりやすくお伝えします。

大学の人事院勧告不準拠について

今回の回答では、大学が人事院勧告に一部準拠しない方針であることが明らかになりました。これまで、人事院勧告に準拠することで、教職員の待遇の最低ラインが維持されていましたが、今回の決定は、今後勧告に見合った十分な運営費の引き上げがなかった場合、この基準が低くなっていく可能性を示しています。

今後の団体交渉では、人事院勧告の各項目について、個別に交渉を進めていく必要性がでてきました。組合としては、引き続き大学に対して、最低限、人事院勧告に準拠することを求めていく方針です。組合員の皆様の生活や待遇に関わる重要な事項ですので、しっかり対応してまいります。

号俸の大括り化がもたらす影響

今回の号俸の大括り化は、教員では特に教授職で大きな影響を与える変更です。前号の組合だよりで、生涯賃金に不利益が生じる可能性について触れましたが、他大学の組合との情報交換を通じ、さらに詳細な点が見えてきました。

55 歳昇給停止の影響　これまで高年齢層が受けていた不利益を、教員評価が高くない層に付け替えるような形になっています。昇級号数の期待値だけで見ると、55 歳を超えた教授職にとっては有利な変更になっています。

若くして教授になる教員への影響　教授になってから定年までの全教授在職期間の昇級号数合計の期待値で見ると、教授になる時期が若ければ若いほど不利益な制度になります。ただし、若くして教授になる方は俸給表の上限に早く到達するため、実際の影響は限定的かもしれません。

昇級者の人数と評価基準の重要性　教員の評価制度が大きく影響し、昇級者の人数は各大学の評価基準によって異なります。他大学では A 評価や B 評価などの高評価者の割合が岡山大学より多いケースがあり、この点について交渉の余地があると考えています。

組合としての今後の取り組み

今回の大学の決定を受け、組合としては、より一層交渉力を強化していきます。特に、人事院勧告に準拠させるために、勧告内容の分析力をつける必要があります。全大教を通じて他大学の組合とも協力し、対応を進めていきます。

令和７年３月１０日

岡山大学職員組合執行委員長殿

理事（企画・評価・総務担当）
三　村　由香里

人事院勧告対応に関する要求及び号俸の大括り化についての質問書（回答）

２０２５年２月１４日付け岡大職組申第１９５号の質問書について、以下のとおり回答しますので、よろしくお願いします。

（質問事項 1-1.）
通勤手当の引き上げについて、最低限度として人事院勧告に準拠し、支給限度額を月 15 万円に引き上げ、その範囲内で特急料金も全額支給するようにすること。
（質問事項 1-1.についての回答）
通勤手当に係るこの度の人事院勧告は、一定期間で広範囲での異動が想定される国家公務員の採用や人事配置の円滑化、離職防止などの人材確保を図る観点から勧告されたものであり、国家公務員と本学の職員とでは、異動範囲や通勤事情等が異なることから、この勧告内容は本学の給与制度にはなじまないものと判断し、準拠を見送る方向で検討しています。

（質問事項 1-2.）
通勤手当・単身赴任手当の支給要件拡大について、最低限度として人事院勧告に準拠し、採用時から新幹線通勤等に係る通勤手当、単身赴任手当の支給を可能にすること。
（質問事項 1-2.についての回答）
通勤手当及び単身赴任手当に係るこの度の人事院勧告は、1-1.と同様に、一定期間で広範囲での異動が想定される国家公務員の採用や人事配置の円滑化、離職防止などの人材確保を図る観点から勧告されたものであり、国家公務員と本学の職員とでは、異動範囲や通勤事情等が異なることから、この勧告内容は本学の給与制度にはなじまないものと判断し、準拠を見送る方向で検討しています。

（質問事項 1-3.）
再雇用職員への手当拡大について、最低限度として人事院勧告に準拠し、再雇用職員に住居手当を新たに支給すること。
（質問事項 1-3.についての回答）
再雇用職員への手当拡大に係るこの度の人事院勧告は、1-1.及び 1-2.と同様に、一定期間で広範囲での異動が想定される国家公務員の採用や人事配置の円滑化、離職防止などの人材確保を図る観点から勧告されたものであり、国家公務員と本学の職員とでは、異動範囲や通勤事情等が異なることから、この勧告内容は本学の給与制度にはなじまないものと判断し、準拠を見送る方向で検討しています。

（質問事項 1-4.）
扶養手当の見直しについて、最低限度として人事院勧告に準拠し、子に係る手当を増額すること。可能であれば、配偶者に係る手当の廃止をしないこと。
（質問事項 1-4.についての回答）
扶養手当の見直しに係るこの度の人事院勧告については、これを準拠し、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額を行う方向で検討しています。

（質問事項 1-5.）
地域手当の支給地域の見直しについて、最低限度として人事院勧告に準拠し、令和 8 年度より地域手当を 3%から 4%に引き上げて支給すること。
（質問事項 1-5.についての回答）
地域手当の支給地域の見直しに係るこの度の人事院勧告については、令和８年度から見直しを行

うものであり、また、準拠する場合、影響額が非常に大きいことから、次年度の人事院勧告の内容も加味した上で、本学の財政状況を踏まえ、対応方針を決定する予定にしています。

（質問事項 2-1.）
　号俸の大くくり化の説明に「昇給については、勤務成績が極めて良好もしくは特に良好である場合に限り行うものとする」とあるが、勤務評価と俸給はきちんと連動する設計はできているのか。
（質問事項 2-1.についての回答）
　この度の人事院勧告に伴う俸給表の改正に伴い、号俸の大くくり化が行われ、本学の給与規則に規定する俸給表もこれに倣い改正しますが、当該俸給表の適用を受ける職員の勤務評価結果を給与に反映する仕組みは、既に関係規程等制定し、整備しているところです。

（質問事項 2-2.）
　号俸の大くくり化によって、現状と比較して昇給する人数などはどのように変わることを想定しているのか具体的に例示してほしい。
（質問事項 2-2.についての回答）
　この度の人事院勧告による号俸の大くくり化は、俸給表改正に密接に関わるもので、一般職員（一）３級～７級に相当する各俸給表の初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げるもので、一般職員（一）８級以上、教育職員（一）５級適用者については、各級の初号の俸給月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での俸給月額の重なりを解消し、昇格メリットも拡大することによって、上位の級に昇格することに伴い現在よりも大きく給与が上昇する仕組みとなります。また、現行の号俸を大くくり化（教育職員（一）５級の場合、８１号俸→１７号俸）によって、俸給月額の刻みの大きい簡素な号俸構成となります。
　したがって、この度の人事院勧告の内容を準拠した号俸の大くくり化に伴い、教授に昇格し、新たに教育職員（一）５級の適用を受ける職員については、昇格時には従来より大きく給与が上昇し、また、教育職員（一）５級の適用を受ける教授の職にある職員については、新たな俸給表に移行する際、昇格メリットと同様の効果を受けられます。昇給についても、簡素な号俸構成になったことに伴い、昇給時のメリットも上昇し、昇給の上限額も引き上げられています。昇給者の基準については、従来の５５歳以上の職員の昇給の基準と同様のものになり、勤務成績が「極めて良好」若しくは「特に良好」である場合に限り、昇給を行うこととなるため、具体の昇給者の人数は、勤務成績とも関連するものとなり、現時点では具体の人数は回答出来かねます。

（質問事項 2-3.）
　号俸の大くくり化によって、生涯賃金にどのような影響が出るのか。
（質問事項 2-3.についての回答）
　各職員の将来の昇格の時期や勤務成績は現時点では未確定であることから、個別の職員毎に生涯賃金の影響額を算定することは難しいと考えますが、教授昇格時のメリット、俸給月額の刻みの大きい簡素な号俸になったことなどを踏まえると、勤務成績が良好な教員については、従来の給与制度を適用するより生涯賃金は高くなるように思われます。

（質問事項 2-4.）
　号俸の大くくり化によって、大学の総人件費の試算はどう変化するのか。
（質問事項 2-4.についての回答）
　試算を行う際には、改定後の新たな給与制度を元に試算を行う予定です。

（質問事項 2-5.）
　号俸の大くくり化によって、新年俸制の給与はどのように改定されるのか。
また、新年俸制の給与改定も 2025 年度から適用されるのか。
（質問事項 2-5.についての回答）
　年俸制適用職員給与規則に規定してあるグレード表も月給制適用職員に令和７年４月１日から適用する俸給表を元に改定し、改定後のグレード表は、令和７年４月１日から適用となります。なお、現在在職する年俸制適用職員のグレードは、現在のグレードに応じた（同額若しくは直近上位）、新グレードに切替が行われます。

人事院勧告準拠見送り方針に対する抗議文を提出

3 月 10 日に寄せられた人事院勧告対応に関連した組合からの要求・質問書に対する大学からの回答において、人事院勧告の一部について準拠を見送る方針が示されました。これに対し、組合は 3 月 26 日に抗議文を提出しました。

大学は、国家公務員と本学職員の異動範囲や通勤事情の違いを主な理由にしていますが、職員の負担を軽減し、安心して働ける環境を守ることはとても大切です。組合は、「通勤手当の引き上げ」、「通勤手当・単身赴任手当の支給要件拡大」、「再雇用職員への手当拡大」の 3 件について、人事院勧告に準拠するよう方針の見直しを求めています。

2025 年 3 月 26 日
岡大職組申第 196 号

国立大学法人岡山大学
学長　那須保友　殿

岡山大学職員組合
執行委員長　高岡敦史

人事院勧告準拠見送り方針に対する抗議文

日頃より岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。2025 年 2 月 14 日に提出した岡大職組申第 195 号「人事院勧告対応に関する要求及び号俸の大括り化についての質問書」に対し 2025 年 3 月 10 日付けでご回答いただきましたところですが、その回答文書において、令和 6 年人事院勧告の「通勤手当の引き上げ」、「通勤手当・単身赴任手当の支給要件拡大」、「再雇用職員への手当拡大」の 3 件について、人事院勧告への準拠を見送る方向で検討しているとの回答がありました。これについて、組合では、教職員の待遇に関する重大な問題であると受け止めており、これに抗議し方針の見直しを求めます。

通勤手当の引き上げに関する回答では、国家公務員と本学職員の異動範囲や通勤事情の違いを理由に準拠を見送る方向で検討しているとのことですが、職員の通勤負担軽減は重要であり、人事院勧告に準拠することを強く求めます。特急料金の全額支給も含め、通勤手当の引き上げを再度ご検討ください。

通勤手当及び単身赴任手当の支給要件拡大に関する回答でも、国家公務員と本学職員の異動範囲や通勤事情の違いを理由に準拠を見送る方向で検討しているとのことですが、職員の通勤負担軽減と人材確保のため、新幹線通勤等に係る手当の支給を可能にすることを強く求めます。

再雇用職員への住居手当支給に関する回答でも、国家公務員と本学職員の異動範囲や通勤事情の違いを理由に準拠を見送る方向で検討しているとのことですが、再雇用職員の生活安定と人材確保のため、住居手当の新たな支給を強く求めます。

また、「地域手当の見直し」については、次年度の人事院勧告の内容も加味した上で、本学の財政状況を踏まえ、対応方針を決定するとのことですが、できるだけ早期に人事院勧告準拠の決定を行う事を求めます。

今後、組合ではこれらの件について、広く学内教職員の意見を伺い団体交渉を行う準備を進めていく予定です。また後日、団体交渉を伴う要求書を提出することを予告いたします。

以上

全大教合同地区別単組代表者会議報告

3 月 1 日の 13～17 時に 2025 年春･新歓期の全大教合同地区別単組代表者会議がオンラインで開催されました。今回の中四国地区は、北海道地区との合同開催でした。14 単組から中執を含めて 22 人の参加がありました。冒頭の挨拶では、各大学で予算編成をするこの時期にプラス補正の人事院勧告を見越して予算編成するように要求し、予算編成を確認することが推奨されました。

セッション１

中執報告では、高等教育、労働条件、組織拡大の三つのテーマについて報告がありました。

まず、高等教育では、政府予算案、政党要請、国会議員要請、中教審答申案、日本学術会議法改正の五つの項目について報告がありました。政府予算案では、昨年の「骨太の方針」で「運営費交付金を十分に確保」と書かれたにもかかわらず、文科省の概算要求が前年並みだったことに対し、人件費に使える「基幹経費」の抜本的増額を求める政党要請文書を主要政党へ送付したことが報告されました。中央教育審議会大学分科会「高等教育の在り方に関する特別部会」の「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」答申案では、意見書とパブコメを送信し、最終的な答申案に全大教の意見が一部反映されたことが報告されました。日本学術会議法改正では、2 月 7 日に声明を発表したことが報告されました。

労働条件について、秋の会議に引き続き人事院勧告について詳しい解説がありました。今回は特に 2025 年 4 月の給与表の切り替えについて詳しい説明がありました。

組織拡大について、全大教で全国の単組から収集した組織拡大の調査情報の紹介、声かけの推奨、新歓用のポスター、リーフレット、新聞号外の紹介がありました。

セッション２

単組交流希望テーマの情報交換・取り組み交流では、各大学の人事院勧告対応で特に号俸の大くくり化について情報交換をしました。他大学の対応状況は、あまり多くの情報を得られませんでしたが、号俸の大くくり化について中執も交えて基礎的な情報を確認し共有しました。

人事院勧告の俸給表改正で、ある大学では 2024 年 4 月まで遡及することができず、2024 年 12 月からの対応となっていたのですが、組合活動で 4 ヶ月分押し返して 8 月まで遡及することができたとのことです。その遡及分に当たる金額は、光熱費として年末に各大学に補塡された、運営費交付金の追加配分とだいたい同じ金額とのことで、追加配分は全ての大学で行われているので、早い時期に 4 月遡及しないことを決めた大学では、交渉して少でも遡及期間を増やしてみてはとのことでした。

セッション３

各単組からの報告、情報交換・取り組み交流では、順番に全ての単組から報告を行い、その後、気になるトピックについて情報交換・取り組み交流を行いました。

ある大学では、大学の年休取得率向上の取り組みで一斉休業を設けたことにより年休数の少ない非常勤職員が自由に休みを取れなくなり困っているという話がありました。解決方法として、一斉休業では年休数の少ない方に有給の特別休暇を適用する、非常勤職員の年休数を常勤職員と同等に増やす等の意見がでました。

また、ある大学では、組合員同士の交流を目的としてカフェを開催し、気軽に集まって近況を語り合える貴重な場になっているとのことでした。2 月 14 日の開催では、ミシンを持ち込みナース服のズボン裾上げ一本サービスを企画したとのことです。

さらに、ある大学では、就業管理システムが導入され、就業開始終了時刻だけでなく位置情報まで取得されることに不満が出ているとのことでした。教職員のプライバシーの観点からも問題があるとの指摘がありました。

以上、各セッションから主だった内容を紹介しました。

事務補佐員の皆さんへ
労働環境アンケート調査にご協力ください

事務補佐員の皆さんの働く環境について、より詳しく実態を把握するために労働環境アンケート調査を実施しています。このアンケートの結果をもとに、大学へ待遇改善を求めていく予定です。

現在、岡山大学の事務補佐員の待遇は、5 年目以降は給与が上がらず、賞与も支給されない状況です。大学は「同一労働同一賃金」の原則に基づく適正な制度だと説明していますが、無期転換した事務補佐員の方々の業務量や責任は増しており、現場の実態とは大きく異なっていると考えます。

このままの状態では、事務補佐員の皆さんが安心して働ける環境を維持することが難しくなってしまいます。組合は、より良い労働環境を求めて、大学と交渉を進めるために、皆さんの声を集めたいと思っています。アンケートは無記名で行われますので、率直な意見をぜひお聞かせください。

アンケートはこちらから → https://forms.gle/21d2Yu7MrwUu8kx88

子ども用品譲渡市場『これどうぞ，ありがとう』
新しい品物が追加されました！

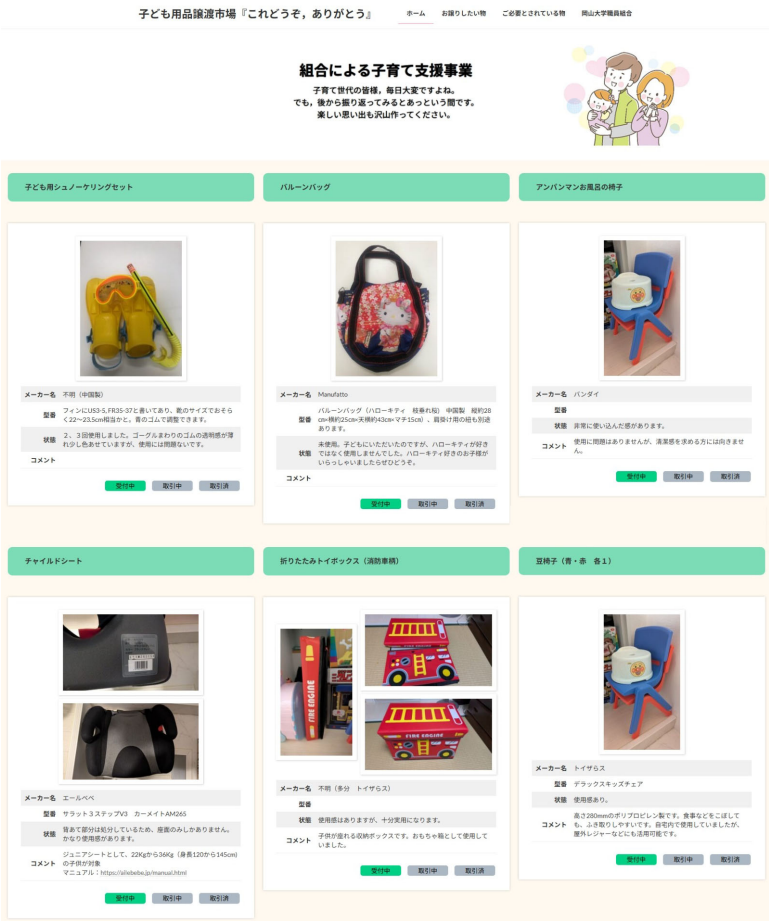

組合が運営する子ども用品譲渡市場『これどうぞ，ありがとう』に、新たに 6 件の譲渡品が追加されました！

お子さんが成長すると使わなくなるものも増えていきますが、必要とする方に譲ることで、まだまだ活躍できるものがたくさんあります。ぜひサイトをご覧いただき、気になるものがありましたらご活用ください。

譲渡市場では、子ども用品を必要とする方と譲りたい方をつなげるお手伝いをしています。お譲り希望の品物は写真付きで掲載され、気になった方は直接やり取りが可能です。金銭のやり取りはなく、安心してご利用いただけます。

サイトはこちらからご覧ください。

https://childcare.odunion.jp

皆様のご参加をお待ちしております！

楽しい仲間のふぁみりいコンサート

去る 4 月 29 日、「第 7 回楽しい仲間のふぁみりいコンサート―心にぐっとくる歌・唄・Song―」が、岡山県生涯学習センターにて開催されました。

参加団体は岡山大学職員組合合唱団とムジカニシムラで、聴衆は約 40 名でした。組合合唱団は、「花」（滝廉太郎作曲）、「鞠と殿様」などの懐かしい曲から、聖歌、「春よ、来い」などの現代の歌、「美しく青きドナウ」のような西洋のクラッシックな曲を披露しました。ムジカニシムラは、「小さな空」（武満徹作詞作曲）、「乾杯の歌」（歌劇『椿姫』より）、"I could have danced all night" など、バラエティーに富んだ歌を歌いました。その他にソロのコーナーもありました。そこでは、組合合唱団を指導してくださっている加藤晴子先生や伴奏をしてくださる岡美空さんも、それぞれ美しい歌声や素敵なピアノ演奏を披露されました。

2 時間のコンサートでしたがあっという間に終わってしまいました。聴衆の方たちは、「感動しました」「来てよかったです」「心を込めて歌っている姿が印象的でした」等々、口々にしながら会場を後にした、と聞いております。今回は開催が 2 カ月ほど延期されましたが、その分練習時間が増え、客観的に自分の歌声を見直す機会ができたため、その結果より良いコンサートになったのではないかと思います。次回に向けて、より多くの方に喜んでいただけるように、歌の練習に取り組んでいきたいと思います。（荻野　勝）

あなたも組合の仲間になりませんか？

教職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。

教員の方も、事務職員の方も、パートの方も組合に入ることができます。
加入申し込みは、各単組役員、もしくは右の QR からどうぞ。
メールは、info@odunion.jp まで。

https://odunion.jp/join/form/

サイクリングで里山探訪（岡山編）

第１４回　鷲羽山スカイラインと風の道

高橋裕一郎（理学部職員組合）

スポーツ自転車の重要なコンポーネントである変速機やブレーキの分野で、日本のメーカーは世界トップシェアを誇っています。しかし国内では、サイクリングがまだ十分な市民権を得ているとは言えません。交通量の多い国道では、波打つアスファルトの路肩を車にあおられながら走るか、歩道を遠慮がちにゆっくり走るしかありません。思い切り走りたいときは、交通量の少ない道や数少ないサイクリングコースを地図で探してから出かける必要があります。サイクリングが盛んなヨーロッパと比べると、日本はまるで発展途上国のように感じられます。

ドイツの地方都市の市内（左）と郊外（右）のサイクル道路

今回は、倉敷の資源植物学研究所を出発点として、鷲羽山スカイラインと下津井電鉄の廃線跡に整備された「風の道」を巡るサイクリングコースをご紹介します。山あり海あり、変化に富んだルートで、倉敷市街を抜ければ快適な走行が楽しめます。

まず倉敷中央通りを南下し、国道２号を越えると道は古城池線となり、交通量も一気に減ります。福田町の交差点を左折し、水島緑地福田公園の脇を通過。さらに県道 62 号を左折してしばらく進むと、鷲羽山スカイラインの入口に到着します。かつては岡山県道路公社が管理する有料道路でしたが、1995 年４月からは無料開放されました。現在では自動車の通行が少なく、まるで自転車専用道路のような快適さです。登りは水島展望台までの約 250 メートル。ここでは水島工業地帯を一望できます。以降は、緩やかなアップダウンが続く山中の道を走り、やがて下津井方面へと下っていきます。スカイラインは鷲羽山の麓まで続いていますが、途中で県道 21 号に合流。ほどなくして、廃線となった下津井電鉄の終点、下津井駅跡にたどり着きます。山の中を抜けてきた先に、突然瀬戸内海の青い海が眼前に広がるその瞬間は感動的です。

水島展望台と水島工業地帯

下津井港は、かつて北前船の寄港地として栄え、遊郭もありました。今も当時を偲ばせる町並みが静かに残されていますが、週末でも人影がまばらな、穏やかな漁村です。ちょうどお腹も空いたので、「すし割烹松本」でタココロッケ付きの寿司定食をいただきました。下津井はタコの産地として知られていますが、近年は海水温の上昇により漁獲量が減っているとのことです。

下津井からの瀬戸大橋（左）と寿司定食（右）

食後は下津井の古い町並みを抜け、瀬戸大橋の下をくぐります。目の前に迫る橋の巨大さに圧倒されつつ、県道 21 号を進みます。児島半島の最南端に沿って海を眺めながら走り、やがて鷲羽山方面へ左折。急な坂を登ると瀬戸内海の絶景が広がる鷲羽山展望台に到着します。ここからは島々と瀬戸大橋を一望でき、まさに息をのむ美しさです。

展望を満喫したら、帰路は「風の道」を通ります。初めは山道のような狭いルートで、散歩している人たちに注意を払いつつ走行します。住宅街を抜けると、かつての児島駅（下津井電鉄）跡に着きます。ここから先も、茶屋町まで続く廃線跡のサイクリングロードをたどります。市街地を過ぎると田園風景が広がり、やがて藤戸町へ。ここを流れる倉敷川は、平安時代末期の源平合戦「藤戸の戦い」の頃には浅瀬の海でした。

藤戸寺のすぐ向かいには、創業 1184 年（寿永３年）という老舗の「藤戸まんぢゅう本店」があります。映画のロケ地にもなった明治期の趣ある建物で、名物の酒蒸しまんじゅうをいただき、倉敷までのラストスパートに向けてエネルギー補給をしました。ここから道を県道 22 号に切り替え、出発地点の研究所まで戻ります。

最近では海外からの旅行者が増え、有名なコースではサイクリングを楽しむ姿も見かけるようになりました。しかし、今回のコースではサイクリストにはほとんど出会いませんでした。変化に富み、景観も食も楽しめるこのルートは、まさに知る人ぞ知る“穴場”です。もっと多くの人にこの地域の魅力を知ってもらえれば、サイクリング文化の発展にもつながるのではないでしょうか。